



新白岡駅周辺地域におけるまちのにぎわいづくり等の推進に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人まちカケル想い（以下「乙」という。）は、新白岡駅周辺地域（以下「地域」という。）において連携して実施するにぎわいづくり及び生活利便性の向上に資する事業（以下「事業」という。）の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地域におけるにぎわいづくり及び生活利便性の向上を図るため、甲乙が相互に協力・連携して円滑に事業の推進を図ることを目的とする。

（協定の有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

（協力事項）

第3条 甲乙は、地域におけるまちづくりに関し、次の事項について協力する。

- (1) 事業実施及び関係者との調整に関すること
- (2) 地域の公共空間及び公共施設の管理・運営に関すること
- (3) 都市再生推進法人の検討に関すること
- (4) その他甲乙が協議して必要と認めること

2 前項第2号に定める公共空間及び公共施設とは、地域内の道路、駅前広場、新白岡駅自由通路、公園、公園予定地、旧新白岡駅東口自転車駐車場及び新白岡駅東口駅前交番北側公有地をいう。

（事業の遂行）

第4条 事業は、甲乙が協議の上、協力して実施する。

2 乙は事業の計画を提案し、甲はそれに基づき必要な支援を行う。

（費用負担等）

第5条 甲は、乙が実施する事業に係る費用について、甲乙協議の上、予算の範囲内で補助することができる。

2 甲は、乙が事業の実施に必要と認める備品、消耗品等について、甲の業務に支障の

ない範囲で貸与又は提供する。

（情報の提供等）

第6条 甲は、乙に対し、事業に係る情報の提供を求めることができる。

2 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲乙以外のものに対し、本協定に関して知り得た情報を提供できるものとする。

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項）

第7条 乙は、本事業の実施に当たり「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」を遵守するものとする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定める事項に関し、疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年5月28日

埼玉県白岡市千駄野432番地

甲 白岡市

白岡市長

藤井栄一郎

埼玉県白岡市新白岡2丁目1番地103

乙 一般社団法人まちカケル想い

代表理事

新谷ちあ子